

子どものために、 できること。

「ステイホーム」が叫ばれた今年は、お子さん、お孫さんと過ごす時間が増えた方も多いのでは。子どもが健康に、いきいきと成長するために何ができるのか、一緒に考えてみませんか？

問 子育て健康課 ☎84-0327

風しんの予防接種を受ける

風しんから未来の子どもたちを守る

風しんを侮(あなづ)つてはいけません
風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる感染症で、感染すると高熱や発しん、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。妊婦が妊娠初期に感染すると、生まれてくる子どもが、心疾患や難聴、白内障等の特徴とする「先天性風しん症候群」を起こすことがあります。また、感染力は季節性インフルエンザの4倍にも達すると言われ、免疫がない集団では、1人の患者が5〜7人にうつす強い力を持っています。

抗体検査・予防接種を受けましょう
まずは、風しんへの抵抗力を確認するため、抗体検査を受けてください。抗体がないことが分かった場合は、予防接種を受けましょう。

特に、昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性は、過去に公的な予防接種が行われていません。抗体を持っていない可能性が高いため、注意が必要です。

未来の子どもたちを守るために
風しんは、感染しても症状が出ない場合もあり、気づかぬ間に周囲に感染を広げる危険があります。妊娠を望む女性だけでなく、そのパートナーである男性も抗体検査・予防接種を受けることで、自分自身、家族、そして未来の子どもたちを守りましょう。

子育て健康課
加藤 かおり 保健師

Check!!

クーポン券で
抗体検査・予防接種

- ✓ **抗体検査・予防接種のクーポン券を対象者に配布しています**
対象者（昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性）には、令和元年7月に抗体検査・予防接種が無料で受けられるクーポン券を送付しています。クーポン券に従い、まずは抗体検査を受けてください。クーポン券がない場合、子育て健康課へご連絡ください。

- ✓ **対象者以外の方の助成も**
町では妊娠を希望している女性及びそのパートナーに対し、予防接種にかかる費用を助成しています。足柄上医師会、小田原市医師会に所属している実施医療機関に予約し、開成町の補助で予防接種を受けたい旨をお伝えください。

「体罰」を考える

11月は児童虐待防止月間です

体罰が法律で禁止に
児童虐待の発生件数は増加の一途をたどっており、「しつけ」と称した保護者からの暴力で、子どもの命が奪われることも少なくありません。

こうした背景から、改正児童福祉法では、体罰の禁止が明確に定められ、今年の4月1日から施行されています。

正しい「しつけ」とは？
しつけとは、子どもの人格や能力を育み、自律した社会生活を送れるようにサポートすることです。そのためには、子どもと向き合い、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

しつけのためだと思っても、子どもの心身に何らかの苦痛や不快感を意図的にもたらす行為であれば、どんなに軽いものであっても、れっきとした体罰に当たります。

子育ては周囲の力と共に
不安や悩みを抱えたまま育児をしていると、ストレスが溜まるものです。時には、保護者が休むことも大切です。勇気をもってSOSを出すことで、知らなかった支援に出会い、疲れやイライラを軽減できるかもしれません。

周囲の人々が、子育て家庭に寛容さをもって接することも大切です。過度のしつけにつながらないよう、温かい目を持つことも必要ではないでしょうか。

Check!!

いざというときの
相談窓口

児童虐待かもと思ったら…

いち はや く
189

お近くの児童相談所につながる全国共通ダイヤル

身近な相談先として

- ◆子育て健康課 ☎ 84-0327
- ◆子育て支援センター「あじさいっこ」 ☎ 20-9720
- ◆小田原児童相談所 ☎ 32-8000(代)

Check!!

体罰によらない
子育てのポイント

- ✓ **周囲の環境を整える**
危ない物を近くに置かないようにするなど、叱らなくて済む環境づくりをしましょう。
- ✓ **肯定文で、具体的に伝える**
具体的な言葉、落ち着いた声を使いましょう。「走ったらダメ!」は、「転ぶと危ないから、ゆっくり歩こうね。」に。
- ✓ **できていることに注目する**
成長や発達の状況によって、できないことがあるのは当たり前。できることを認め、ほめましょう。

